

# 要 望 書

令和 8 年 1 月 26 日

京葉広域行政連絡協議会

# 要望事項

## I. 広域要望

1. 県流域下水道の管路の適切な維持更新について	1
2. 湾岸地域における道路ネットワークの充実に向けた対応について	2
3. ヤングケアラーへの支援について	3
4. 医療機関等への支援について	4
5. 不登校支援に係る教員の加配について	5
6. 物価高騰への対策について	6
7. 三番瀬の保全再生について	7
8. 子ども医療費助成制度の拡充等について	9

## II. 単独要望

### (浦安市)

1. 民泊事業者に対する適切な指導等について	10
2. 高洲地区の交番設置について	11
3. 河口部における高潮対策について	12
4. 旧江戸川及び見明川河口部の浚渫工事の実施について	13
5. 羽田空港と東京湾岸地域を結ぶ鉄道ネットワークの強化について	14

### (船橋市)

1. 海岸保全施設の早期整備および適切な維持管理について	15
2. 児童相談所設置に係る専門的人材の確保及び適切なケース記録等の引継ぎに関する支援について	16
3. 海老川調節池及び二級河川飯山満川の早期整備について	17
4. 主要な国道県道の整備の促進について	19
5. 公立病院の建て替えに関する財政的支援について	20

### (市川市)

1. 旧江戸川の護岸改修について	22
2. 市川警察署の建て替えについて	23
3. (仮称) 押切・湊橋の早期整備及び事業区間の無電柱化と命名権の確保について	24
4. 農業振興地域における指定除外について	25
5. 市川市内における県が事業主体となる県道の整備について	26
6. 真間川下流部における放置車両及び不法係留船について	27

## 1. 県流域下水道の管路の適切な維持更新について

下水道は、市民の日常生活に欠くことのできない社会基盤施設であり、将来にわたり事業を安定的に継続していかなければなりません。

しかし、令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道を起因とした道路陥没事故では、約120万人の方々が一時下水道の使用自粛を求められるなど甚大な影響が生じ、強靭で持続可能な下水道施設の構築が喫緊の課題となっています。

こうした状況の中、令和7年6月6日に閣議決定された「第1次国土強靭化実施中期計画」では、下水道について防災・減災対策と老朽化対策の一体的推進を図っていく考え方とそれを達成するための推進施策が示されたところです。

については、県流域下水道の管路について、防災・減災対策及び老朽化対策を一層推進し、持続可能な下水道の確保のため、適切な維持及び更新を要望します。

## 2. 湾岸地域における道路ネットワークの充実に向けた対応について

千葉県湾岸地域は、首都圏の経済活動を支える重要な拠点を有し、今後も交通需要の増加が見込まれ、湾岸地域における新たな道路ネットワークは、地域のポテンシャルを十分発揮するものとして期待されます。

そのような中で、新湾岸道路については、蘇我 IC 周辺ならびに市原 IC 周辺から外環高谷 JCT 周辺までの湾岸部において検討を進める方針が示されたものの、東京都側との接続は示されておりません。

については、千葉県三番瀬再生計画との整合性を確保しつつ、東京都との連携を図り、都県間を結ぶ区間に係る計画の具体化に向けた検討を進めるとともに、慢性化する国道 357 号の渋滞解消のため、現在整備が進められている塩浜立体区間及び船橋市域改良事業の早期完成について国に働きかけることを要望します。

### 3. ヤングケアラーへの支援について

ヤングケアラーへの支援は、居住地や学校の所在にかかわらず、全ての児童生徒に対して、切れ目なく行き届くよう、周知啓発や相談体制の構築など広域的な取組が必要ですが、市町村単独のアプローチには限界があるため、県による広域的な支援が必要です。

については、次の事項について要望します。

- (1) 県内在住の高校生をはじめとする全ての児童生徒に対して、ヤングケアラーに関する支援が行き届くよう、居住地によらない広域的な支援ができる体制を構築するとともに、市町村間で広域的な対応が必要となった場合の情報共有についてガイドライン等を示すこと。
- (2) ピアサポートやオンラインサロン等、地域を問わずに実施することが望ましい事業は、今後も継続的に県において実施するとともに、悩んでいる児童や生徒がより利用しやすい環境となるよう拡充すること。
- (3) 支援が必要なヤングケアラーに対しては、本人同意のうえ必要に応じて市町村のヤングケアラーコーディネーターや福祉の窓口につなぐ体制をとっているが、支援にあたって必要となる情報（ケア状況や、本人への連絡方法等）についての共通認識をもつためのルール作りをする等、広域的な支援体制を強化すること。
- (4) 直接支援する主体となる市町村の意見を吸い上げることが必要不可欠であることから、県として意見を集約する体制を整えること。
- (5) 高等学校や私立学校等に通学する児童生徒を対象としたヤングケアラーを把握するための任意の記名式調査においては、一部の市で独自に実施しているが、広域的な対応が必要であることから、県において実施すること。

#### 4. 医療機関等への支援について

県は、医療機関等に対し物価高騰等による給付金の支給等継続して事業を実施していますが、一部報道では、病院・診療所の倒産が過去最多となり、運営を続けられなくなっているとされています。

総務省による地方公営企業繰出金通知からも、小児医療に要する経費等、診療報酬等による収入をもって賄うことができないものがあると示されていることから、こういった状況は公立病院に限らず民間病院でも起こりうるものです。

医療機関等では、診療報酬が定められているため、物価高騰等による社会情勢の変化を診療費に転嫁することができません。診療報酬で補完ができないものは、直接的な補助制度を導入して対応すべきであり、持続可能な医療体制は、市単位では構築することはできないと考えます。

については、次の事項について要望します。

- (1) 小児二次救急の経費に対する補助に加え、病床稼働率が低いといわれる小児病床に対する補償等支援策を講じること。また、二次救急医療機関は、その経費を診療報酬等による収入のみで全て賄うことが困難な状況にあり、これらの医療機関に対し、経費に対する補助等支援策を講じること。
- (2) 県は、医療法人から報告された情報を分析し、その内容を公表するよう努めるとされていることから、報告された経営状況等を分析及び公表し、その結果においては国に対し必要な措置を講じるよう働きかけること。医療機関に対し物価高騰等による給付金の支給など、現行の支援事業を継続しているが、診療報酬では補完ができない経費に対しては、直接的な補助制度を導入すること。

## 5. 不登校支援に係る教員の加配について

令和6年度の国の不登校児童生徒数は過去最多を記録した前年度を更に上回り、過去最多を更新しております。また、県においても同様に不登校児童生徒数が増加し続けており、喫緊の課題となっています。

のことから、学校に登校しない、あるいは登校できない児童生徒の心の居場所となる施設の開設等、市町村において対応を行っているところです。

一方で、県による不登校支援に係る教員については、十分に配置されておらず、小・中学校等では、同学校内の職員での調整や、市費による支援員の雇用等で対応せざるを得ない状況です。

については、増え続ける不登校児童生徒への対策として、不登校支援を行う施設等を設置している全ての小・中学校等に対し、不登校支援に係る教員の加配を要望します。

## 6. 物価高騰への対策について

今もなお続く物価高の社会状況において、食料品をはじめとする生活必需品やエネルギーの料金引き上げは国民生活に深刻な影響を及ぼします。

近年、国際情勢の影響などにより、原材料費や燃料費、人件費などが上昇し、多くの食料品の価格の引き上げが続いている。また、千葉県は、将来にわたり安全な水を安定して供給し続けるため、令和7年12月定例県議会において、千葉県水道事業給水条例を改正し、水道料金の引き上げを決定したところです。

については、昨今の厳しい経済状況の中、県民生活支援のため、県として物価高騰対策を進めていただくことを要望します。

## 7. 三番瀬の保全再生について

三番瀬は、東京湾に残された貴重な干潟・浅海域であり、多様な生き物が生息する東京湾の生態系のゆりかごとして、京葉3市においてかけがえのない地域資源となっています。

県では、平成18年度に自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指した「千葉県三番瀬再生計画」において三番瀬の再生に関する施策の基本的な方針等を定めていますが、事業計画については、平成28年度の第3次事業計画終了後、次期事業計画は策定せず、平成29年度からは各分野の施策の中で27の事業に取り組まれています。

については、次の事項について要望します。

- (1) 「千葉県三番瀬再生計画」に掲げる「三番瀬の再生の目標」に対して、定期的に現状を把握・評価し、施策を見直すことにより、三番瀬の自然再生を推し進めること。
- (2) 一連の施策の見直しに関するプロセスについては、公開した上で実施すること。
- (3) 生物多様性を取り巻く社会情勢については、ネイチャーポジティブの実現を目指す「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定される等、近年急速に変化している。これらの考え方を踏まえ、各分野における事業について、見直しを行い、三番瀬の自然再生を推し進めること。
- (4) 新湾岸道路の計画の具体化及び環境影響評価手続きにあたっては、「千葉県三番瀬再生計画」と整合性を確保しつつ、貴重な干潟である三番瀬への影響や漁業、市民生活への影響について、今後も引き続き、国・県・沿線市が一体となって取り組んでいくこと。

加えて、東京湾で発生する青潮は、沿岸部の住宅地等へ届く独特の腐乱臭や漁業資源であるアサリやホンビノス貝等の繰り返されるへい死、河川への流れ込みなど、人や生物、自然環境など広範囲に悪影響を及ぼしています。

## I. 広域要望

三番瀬においては、水質汚濁防止法に基づく水質総量削減により有機汚濁物質（COD）、窒素、リンの排水規制を通じて、僅かずつ水質改善が進んでいますが、青潮は毎年発生しており魚介類への甚大な被害も生じています。

については、青潮の発生抑制策として、継続的な有機物、窒素、リンの総量規制に取り組むとともに、貧酸素水塊の発生源となっている千葉港沖から幕張人工海浜沖に分布する海底窪地の埋め戻しや底泥の除去について、漁業関係者や専門家に意見を聞きながら、これまで以上に積極的な措置を講じ、実施内容の効果・検証を行うことを要望します。

## 8. 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度は、国において制度化されておらず、各都道府県の制度の下で市町村独自の助成を上乗せしており、財政上大きな負担となっています。

県では、平成 24 年 12 月から入院医療費の助成対象を中学校 3 年生まで拡大しましたが、通院・調剤については小学校 3 年生までのままとなっています。

また、本制度は、子どもの保健対策の充実と子育て世帯の経済的な負担を軽減することを目的として実施されていることから、居住地によりサービス水準に格差が生じないよう、全国一律の対応が望れます。

については、次の事項について要望します。

- (1) 子どもの医療費にかかる経済的負担を軽減する医療費助成制度は、少子化に歯止めをかけるために重要な施策であることから、市町村による格差を是正するため、入院及び通院・調剤の助成対象を全て高校 3 年生まで拡大とともに、県の負担割合について、現行の 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げること。
- (2) 基本的な医療制度の確立は国の責務で行うべきものであり、全国一律の制度とするため、法律の整備について国へ働きかけること。

## 浦安市

### 1. 民泊事業者に対する適切な指導等について

いわゆる「民泊」は、平成30年6月の住宅宿泊事業法施行以降、宿泊施設不足の解消だけでなく、来訪者の増加に伴う小売、飲食、交通など幅広い分野において経済効果をもたらしています。

一方で、民泊利用者による夜間における騒音やルールを無視したゴミ出しなど、近隣住民から市に苦情が寄せられている状況です。

民泊の運営にあっては、近隣住民の生活環境との調和や住環境とのバランスの確保が最も重要であり、地域の事情による様々な課題について、総合的に考慮する必要があります。

については、次の事項について要望します。

- (1) 県において、法第9条及び第10条に基づく遵守事項の周知徹底、また無届け営業を行う者や違反事業者に対する指導、業務停止命令を適切に行うこと。
- (2) 生活環境の悪化の防止を図り、良好な住環境を保全するため、法第18条の規定により民泊の実施を制限する区域等を定める条例を制定すること。

## 浦安市

### 2. 高洲地区の交番設置について

日の出、明海及び高洲地区は、県が策定した「浦安地区第二期住宅地基本計画」に土地利用計画や施設整備計画等が示され、これに基づき公共施設等の整備を行ってきました。

本計画には、交番を日の出・明海地区に1か所、高洲地区に1か所の計2か所を設置する考えが示されており、日の出交番は平成18年に設置されましたが、高洲地区については未だ交番の設置には至っていないことから、市では当該用地に「高洲移動防犯ステーション」を暫定的に設置し、防犯対策に取り組んでいるところです。

このような中、日の出交番が設置された平成18年時点では約9千人だった高洲地区の人口は令和7年には約1万6千人と約7千人増加しており、令和5年5月には日の出・明海地区で連續して不審火が発生するなど、安全・安心への対応の必要性は益々高まっています。

については、治安維持のため、高洲地区に交番を設置することを要望します。

## 浦安市

### 3. 河口部における高潮対策について

県企業庁による公有水面埋立事業で造成された地域では、開発当初、自然流下により雨水排水がなされていましたが、地盤沈下によって、排水機能が著しく低下しており、強雨の際には各所で道路冠水が発生しています。

過去に行った要望では、内水問題については市が主体となり取り組む課題との回答がありましたが、昨今のゲリラ豪雨の増加や台風災害の甚大化から、更に踏み込んだ対応が求められます。

また、地盤沈下により低下した埋立地の地盤高や雨水排水施設の計画高を当初の高さに戻すことができない現状においては、単なる内水排除の問題に留まらず、津波や高潮なども含めた総合的な治水対策が必要であり、公有水面埋立事業を行ってきた県と共有するべき重要な課題です。

については、次の事項について要望します。

- (1) 境川河口部への水門及び排水機場の設置について、本市の財政負担を含めて協議を行い、境川河口部への水門及び排水機場を早期に整備すること。
- (2) 鉄鋼通り地区では、県が企業岸壁を無償借り上げし、荷揚げに影響のない高さで暫定的に岸壁を整備したものの、経年の地盤沈下により海岸保全施設としての計画高を満たしていないことから、県の責任において、海岸保全施設としての機能を確保すること。

## 浦安市

### 4. 旧江戸川及び見明川河口部の浚渫工事の実施について

都県境を流れる旧江戸川沿いでは、常夜灯公園や広尾防災公園に千葉県地域防災計画に定める緊急用船着場が設置されており、本市においても、堀江ドックの護岸改修と合わせ緊急時の船着場の整備を検討している。今後、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が高い確率で想定されている中、このような施設は、緊急輸送ネットワークの一つとして船舶による物資の輸送や怪我人の搬送等での活用が期待されます。

また、屋形船や釣り船などの遊漁船業は、本市における主要産業であり、多くの遊漁船が日常的に旧江戸川を航行している中、その河口部は、上流からの土砂の流れ込みによって浅くなり、干潮時には船舶の通行が困難になっています。過去の浚渫工事実施の要望に対して、県は「旧江戸川河口部の沖合は、誰もが自由に出入りできる一般海域であり、本海域で浚渫を行う場合は、第一義的に浚渫を必要とする事業者自らの責任において行うものと考えている」と回答しています。

しかし、千葉県地域防災計画における旧江戸川の緊急輸送機能の確保の観点からも当該区域において潮汐に左右されない安全な航行環境を維持することは、県の責務であり、事業者だけの問題に留まるものではありません。

さらに、旧江戸川の昭和39年合意線より千葉県側に位置する河口部において、小型船が座礁する水難事故やタンカーが座礁する事案も発生しており、県として安全性の面からも早急に対応することが求められています。

加えて、旧江戸川に接続し、旧江戸川と東京湾との別ルートともなる見明川は、土砂のほかカキ殻も堆積しており、船舶の航行だけでなく、大雨時の内水排除や高潮時の逆流を防ぐ雨水吐口ゲートの開閉にも支障を来しています。

県において令和2年度・令和5年度にゲート付近のカキ殻を人力作業において撤去したことにより、ゲートの閉鎖について一時的な改善が見られたものの、問題の根本的な解決には至ってないことから、ゲート付近だけでなく、広範囲に大量のカキ殻や土砂を撤去する浚渫工事の実施が必要不可欠です。

については、旧江戸川河口部及び見明川の浚渫工事を県において早期に実施するよう要望します。

## 浦安市

### 5. 羽田空港と東京湾岸地域を結ぶ鉄道ネットワークの強化について

国際的な都市間競争の激化に対して、経済活動を支える基盤である鉄道ネットワークの強化を図ることは重要です。令和5年6月にはJR東日本の羽田空港アクセス線の一部区間について、起工式が執り行われ、開業に向けて大きく動きだしたところであり臨海部ルートを含む3ルートの早期実現が期待されます。

羽田空港と東京湾岸地域を鉄道路線で結ぶことにより、空港から大型集客施設や宿泊施設などへのアクセス性が向上し、更なる地域活性化が見込まれ、国際競争力の強化にもつながるものです。

については、鉄道ネットワークの強化に向け、羽田空港アクセス線と京葉線・りんかい線の相互直通運転を早期に実現するため、国に働きかけるよう要望します。

## 船橋市

### 1. 海岸保全施設の早期整備および適切な維持管理について

船橋市臨海部の海老川水門や船橋排水機場などの海岸保全施設の多くは、昭和40年代に建設されてから既に50年以上が経過しており、老朽化が進行し、大規模地震に対する耐震性能を有していない状況です。

このような状況の中、今後発生が予想されている首都直下地震や、津波対策、および被害が甚大化している台風に伴う高潮対策の必要性がこれまで以上に高まっており、さらには、台風などの大雨の際に、海老川からの溢水による浸水被害も懸念されているところであり、内陸部での浸水対策のためには、海岸保全施設はもとより、併せて海老川の排水を担っている海老川排水機場を含む全ての施設が、有事においても的確に機能することが重要です。

については、次の事項について要望します。

- (1) 現在実施中の千葉県施行区間の整備促進を要望するとともに、国が事業を進めている「千葉港海岸直轄海岸保全施設整備事業」区間についても、着実に整備が進むよう、国へ働きかけすること。
- (2) 直轄事業による海岸保全施設の整備は令和15年度まで長期間を要し、排水機場については、大雨の際に機能に支障が生じ、海老川の水位が上昇して溢れることとなると、市中心部に大規模な浸水被害が想定されることから、浸水対策としても重要な海老川水門や船橋排水機場および河川施設である海老川排水機場が整備期間中も確実に機能するよう、点検・保守等の適切な維持管理をすること。

## 船橋市

### 2. 児童相談所設置に係る専門的人材の確保及び適切なケース記録等の引継ぎに関する支援について

児童虐待相談件数が年々増加している中、現状として、市川児童相談所が扱う児童のうち約4割が船橋市の児童となっています。市が児童相談所を設置することにより、船橋市の児童については市の一元体制による一貫した切れ目のない相談体制が構築されますが、その分、市の財源の確保及び専門的人材の確保・育成が大きな課題となっています。平成27年から毎年市川児童相談所等への派遣研修により市職員の育成を行っていますが、豊富な実務経験等が求められるスーパーバイザー等については児童相談所を設置していない船橋市が必要数全てを開設時に配置することは実質不可能です。

については、次の事項について要望します。

- (1) 開設時において、実務経験が豊富な専門的人材を確保するため、スーパーバイザー等を派遣すること。
- (2) 効果的で的確な業務引継ぎが行えるよう、スーパーバイザー等の派遣にあたっては可能な限り、船橋支所に配属されている職員を選任すること。
- (3) 開設時に円滑に業務を開始するため、システム間のデータ移行に加え一時保護児童を含む市が所管することとなるケースの引継ぎ等に支障が生じないよう、市と協議のうえ事前に準備を進めること。

## 船橋市

### 3. 海老川調節池及び二級河川飯山満川の早期整備について

二級河川海老川水系では、台風などの大雨により度々浸水被害が発生している状況であり、計画されている調節池の整備と河道改修等の抜本的な治水対策を早急に実施する必要があります。

本市ではこれまでに、二級河川飯山満川の上流部において、河川への雨水流出を抑制するために、小・中学校のグラウンド等に雨水を一時貯留する施設の整備を行うとともに、住宅地への雨水浸透ますの設置を促進してきたところです。この他にも内水浸水被害の早期軽減を図るための下水道（雨水）整備事業を進めており、今後も引き続き流域対策及び内水氾濫対策を推進していくこととしています。

また、飯山満川の下流部にあたる海老川上流地区では、組合施行の土地区画整理事業が実施されており、本市は土地区画整理事業に対する支援を行っています。この土地区画整理事業に併せて、県が事業区域内における飯山満川を付け替え、河道を拡幅し改修することを予定しています。

令和4年1月18日に開催された第195回千葉県都市計画審議会の付帯意見について、本市は、県が公表した海老川水系洪水浸水想定区域図を作成する際に実施したシミュレーションの条件に、当土地区画整理事業に加え、同事業が概ね完了する頃までに実施が見込まれることが県から示された海老川下流部の計画河床高までの河道掘削及び海老川調節池の暫定掘削を反映したシミュレーションを実施し、この結果について住民説明会等を通して市民に対して説明してきたところです。

については、次の事項について要望します。

- (1) 二級河川海老川の抜本的な治水対策として海老川調節池を早期に整備すること。
- (2) 「ふなばしメディカルタウン構想」に示している調節池上部利用ができるよう、本市と綿密な協議を行うこと。

## II. 単独要望

- (3) 緊急的な対応として、令和6年度から着手している海老川下流部の河道掘削については、長津川合流点までの完了時期の見通しを示し、海老川調節池の暫定掘削については、必要な工程を示したうえで、土地区画整理事業が概ね完了する頃までに着実に実施すること。
- (4) 二級河川飯山満川については、飯山満地区土地区画整理事業と海老川上流地区土地区画整理事業に合わせた整備を早期に実現すること。

## 船橋市

### 4. 主要な国道県道の整備の促進について

船橋市内の地域に密接した国道県道は、慢性的な渋滞が生じており、主要な交差点周辺では日中の平均旅行速度が15km/h未満の状況にあります。この国道県道の渋滞を避けるために通過車両が抜け道として市内の生活道路に流入し、生活道路の交通量を増大させるなど、市民の日常生活や経済活動に支障をきたしている状況です。

また、令和6年度に実施した市民意識調査においても、市の施策について力を入れるべきものは、「道路・交通」が最も高く4割を超えている状況です。

船橋市内の地域に密着した縦軸横軸となる主要な国道県道は、拡幅等の整備が遅れ、慢性的な渋滞を引き起こすとともに、歩行者空間等が狭隘であることから歩行者や自転車等の安全な通行に支障をきたしている状況です。

主要な国道県道の整備は、通過車両の生活道路への流入を排除することができ、子どもや高齢者をはじめとする歩行者等の安全や地域の生活環境の確保など多くの効果が期待できます。

については、慢性的な渋滞の解消と歩行者等の安全や地域の生活環境の確保のため、船橋市内の地域に密着した以下の国道県道について必要な財源を確保し、整備促進することを要望します。

- (1) 主要地方道船橋我孫子線の4車線化(駿河台～緑台入口交差点)をすること。
- (2) 県道夏見小室線の交差点改良(船橋駅北口十字路)と道路拡幅(船橋駅北口十字路交差点～夏見4丁目はな膳夏見店前交差点)をすること。
- (3) 国道14号の交差点改良(船橋競馬場入口、中山競馬場入口)をすること。
- (4) 主要地方道市川印西線の歩道整備(主要地方道船橋松戸線と主要地方道市川印西線との交差点～船橋市西部福祉会館前)をすること。
- (5) 船橋市域の国道296号の歩道整備をすること。

## 船橋市

### 5. 公立病院の建て替えに関する財政的支援について

公立病院は、救急医療等の政策的医療や小児医療等の不採算医療の提供のほか、災害医療の提供、新興感染症への対応等、地域医療の中核的な役割を担っています。

これらの役割を将来に渡って担っていくには、機能を維持・拡充していくための施設の増改築が必要となります。建築資材高騰や労務費上昇により建設コストが高騰し、施設の増改築が困難な状況となっています。

船橋市立医療センターは、東葛南部保健医療圏の三次救急医療機関として救命救急センターの指定を受けています。地域がん診療連携拠点病院、地域災害拠点病院など、地域の中核病院としての役割を担っています。

一方、昭和58年の開院以降、医療需要の増加等に対応するため施設の増築を繰り返してきた結果、機能が分散配置され効率性が大きく低下していること、設備の老朽化が進行していること、施設の狭隘化等が原因で、患者の受け入れに限界が生じていること、医療技術の進歩にあわせた治療を行うスペースが確保できないことなど様々な問題が生じていることから、建て替えの計画を進めてきました。

しかしながら、令和6年5月に行った建て替え工事に係る入札では、参加の意向を示した企業はいたものの、価格の乖離等を理由に辞退届が提出され、入札は中止となりました。

以降、今後の建て替え事業の進め方について検討しておりますが、建設費が高騰している状態は依然として継続しております。

建て替え工事における財源として、千葉県地域中核医療機関整備促進事業補助金を活用する計画でおりますが、千葉県地域中核医療機関整備促進事業補助金取扱要領（令和7年3月31日施行）における基準単価は、本市の場合220,330円となり、実勢と乖離している状況です。

また、物価高騰対策として当該補助金の上乗せについても実施いただいておりますが、これを踏まえても実勢単価には及ばない状況です。

建設費の高騰により増改築事業が停滞している状況は他の公立病院においても見受けられ、市町村の経営努力のみで解決することは極めて困難な状況です。

については、次の事項について要望します。

- (1) 今後も公立病院として地域医療の中核を担っていくために、千葉県地域中核医療機関整備促進事業補助金算定の基準となる建築単価の引き上げや新たな補助制度の創設等、建設コストの実勢に即した財政措置の拡充を図ること。
- (2) 国に対して、公立病院の建て替えに関する財政的支援や病院経営の根幹となる診療報酬について、昨今の物価高騰や人件費上昇を踏まえた改定を行うよう働きかけること。

## 市川市

### 1. 旧江戸川の護岸改修について

一級河川旧江戸川護岸は、整備から既に40年以上が経過していますが、八潮市の事故などもあり老朽化への対応について市民の意識が高まっています。また、首都直下地震をはじめとする大規模地震の恐れ、台風や局地的な豪雨の頻発など、自然災害の発生リスクが年々高まっていることからも、現在進行中である護岸整備の早期改修が求められます。

護岸整備の現状は、浦安市区間を高潮対策事業として整備した後、本市区域においては緊急用船着場の機能を有する常夜灯公園周辺(約300m)、広尾防災公園周辺(約420m)及び島尻地先の一部(約260m)の護岸改修に留まっています。

市事業区間約5.0kmのうち残る未整備区間約4.0km(約80%)については未だ目処がたっていない状況であり、市民の生命と財産を守るためにには、全区間の護岸改修が必要不可欠です。

については、次の事項について要望します。

- (1) 旧江戸川の護岸整備において、県「利根川水系江戸川左岸圏域河川整備計画」に基づき、高潮と地震時の安全性を確保した護岸改修に向けて一層迅速な対応を図ること。
- (2) 整備に際しては、旧江戸川は都市における貴重なオープンスペースであることから、同計画で位置付けられている「水辺に親しめる空間を創出する」考え方のもと、進めること。

## 市川市

### 2. 市川警察署の建て替えについて

現在、市川警察署は、本市の全面積 56.39 平方キロメートルのうち、行徳警察署の管轄地域を除いた、約 80 パーセントに当たる約 44.18 平方キロメートルを管轄とし、日々、市民の生命、身体、財産の保護に努められています。

地域の治安維持の拠点となる現有施設は昭和 51 年に地上 7 階、地下 1 階、延床面積 5,147 平方メートルとして建設されており、約 50 年が経過し、老朽化が進行していると伺っています。

また、本市と市川警察署との意見交換会において、市川警察署より建て替えに関する前向きなご意見をいただきました。

については、市民の安全・安心確保のため、適切な警察組織体制構築の観点から、現有施設の建て替えについて早期に検討に着手するよう要望します。

## 市川市

### 3. (仮称) 押切・湊橋の早期整備及び事業区間の無電柱化と命名権の確保について

江戸川、旧江戸川の都県境では、市川橋から今井橋までの間、約8kmにわたって一般道路の橋梁が無く、既存橋梁付近では慢性的な交通渋滞が発生しています。

(仮称) 押切・湊橋は、平成5年に市川市が東京外かく環状道路受け入れに際し付した9分類22項目「7. 交通」において、県に対して整備を要望した橋梁です。

当該橋梁を含む市川都市計画道路3・4・25号湊海岸線は令和4年2月に都市計画変更され、令和5年1月に千葉県が事業認可を取得したところです。

都県境の既存橋梁付近では慢性的な交通渋滞が発生しており、災害時には避難者や帰宅困難者の集中によって渋滞が助長され、避難行動や救助・救援活動の支障となることが懸念されます。

また、橋の命名に関して、過去の事例によると、千葉県と東京都に架かる都県橋のため、千葉県は市川市へ意見の照会、東京都は江戸川区へ意見の照会をし、4自治体での調整を経て決定されると推察されます。

については、交通の円滑化及び防災機能の強化のため、早期整備及び事業区間の無電柱化と千葉県（市川市）への命名権の確保を要望します。

## 市川市

### 4. 農業振興地域における指定除外について

現在、県の農業振興地域整備基本方針により、本市の北部地域において、386ヘクタールが農業振興地域に指定され、139ヘクタールを市の農用地区域に指定しています。

今後、北千葉道路をはじめインフラ整備による都市化の進展が予想され、都市と共生した持続可能な農業の推進が必要である一方で、本市の農業は、市街地及びその周辺地域において行われる都市農業であり、農業者の高齢化、担い手不足が顕在化しています。

このため、認定農業者等の意欲ある担い手への農地集積を進め、農用地を可能な限り保全・確保する必要性を認識しております。

については、農業振興地域整備計画の変更においては、農業振興地域における地域特性を踏まえたうえで、「周辺環境と調和する空間」とし、農地の保全や活用を図り柔軟な対応とするよう要望します。

## 市川市

### 5. 市川市内における県が事業主体となる県道の整備について

本市では湾岸道路や京葉道路に加え、東京外かく環状道路や妙典橋、市川都市計画道路3・4・18号浦安鎌ヶ谷線の全線開通により、交通利便性が飛躍的に向上しました。さらに今後、北千葉道路の全線開通や新湾岸道路の整備実現により、交通利便性は益々向上するものと期待されています。

しかしながら、現状では、慢性的な交通渋滞による大気・騒音環境の悪化や、渋滞を回避する車両等の市街地・生活道路への流入により、市民生活へ多大なる影響が生じています。

については、交通の円滑化、慢性的な渋滞解消、災害時の避難路・物資運搬路の確保など、様々な交通課題に対応するため、県が事業主体となっている以下の道路の早期整備を要望します。

#### (1) 外環道路関係

市川都市計画道路3・4・13号二俣高谷線

#### (2) 北千葉道路関係

市川都市計画道路3・3・9号柏井大町線

#### (3) 既存道路

市川都市計画道路3・4・20号市川松戸線

## 市川市

### 6. 真間川下流部における放置車両及び不法係留船について

一級河川真間川は、本市を代表する水辺空間の一つであり市民に親しまれていますが、下流部の原木地区、原木橋南側のエリア約500mの区間では、放置車両が10数台あるほか50隻以上の船舶が不法に係留されており、環境の悪化や河川管理上の問題が懸念されます。

河川区域における放置車両や不法係留は、生活環境や治安、水辺の景観の悪化に加えて、洪水時の流下阻害や船舶の流出による災害の発生等につながる可能性があり、県においては、注意喚起看板の設置の他、所有者が判明した船舶等への対応を行っていただいているが、所有者不明の船舶等については、改善に至っていないところです。

については、放置車両の撤去及び船舶の係留の適正化に向けて、河川管理者である県において引き続き実効性のある対策を図るよう要望します。

以上のことについて要望します。

令和8年1月26日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

京葉広域行政連絡協議会

会長 内田 悅嗣

浦安市長 内田 悅嗣

船橋市長 松戸 徹

市川市長 田中 甲